

# 提 案 説 明 書

## 1 趣旨

当局が運用する広告受付管理システムの更なる業務効率化や運用費用の低減を図るため、民間企業や地方自治体等のシステムに係る専門的な知見や豊富な経験を有する事業者を対象に公募型企画競争により業務委託事業者を選定する。

## 2 企画競争に付する事項

- (1) 役務の名称 広告受付管理システム更改業務
- (2) 調達案件の内容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日

## 3 提案を求める事項

以下の項目について、具体的な提案を行うこと。詳細は別添「仕様書」を参照。

- (1) 要件定義
- (2) 基盤システムの構築
- (3) アプリケーション構築／開発
- (4) 試験
- (5) データ移行
- (6) ユーザー向け研修対応
- (7) 試験運用
- (8) ヘルプデスク対応の実施
- (9) その他※

※ その他、本事業の目的達成のために必要と考えられる項目等があれば提案すること。また、これまでに民間企業や地方自治体等で行った類似事業の実績を記載すること。

## 4 予算規模

55,000千円（消費税および地方消費税相当額を含む。）を上限とする。費用見積についても提案すること。

## 5 企画提案に係るスケジュール（予定）

- (1) 企画提案に関する質問票の受付期限・・・令和7年4月11日
- (2) 公募型企画競争参加表明書提出期限・・・令和7年4月17日
- (3) 企画提案書提出期限・・・・・・・・・・令和7年4月28日
- (4) 審査（書類）・・・・・・・・・・令和7年4月30日～5月14日（予定）
- (5) 審査（質疑）・・・・・・・・・・令和7年5月15日～5月28日（予定）
- (6) 審査結果の通知・・・・・・・・・・令和7年6月初旬
- (7) 契約締結日・・・・・・・・・・令和7年6月中旬

## 6 参加資格要件

委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、公益法人等（以下「企業等」という。）であり、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であって、下記ア～カのいずれの要件にも該当しない者。
  - ア 特別な理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
  - イ 札幌市との入札及び契約等において、下記(ア)～(キ)のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者で、その事実があった後3年を経過しない者（ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。）。
    - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。
    - (イ) 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者。
    - (ウ) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者。
    - (エ) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
    - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
    - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
    - (キ) 上記(ア)～(カ)の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結または契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
  - ウ 直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者。
  - エ 不渡手形または不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者。
  - オ 市区町村税または消費税・地方消費税を滞納している者。
  - カ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条例7条に規定する暴力団関係事業者に該当する者。
- (2) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での応募参加を希望していないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等、経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領（平成14年5月31日管理者決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

(5) 複数企業による共同企業体（JV）ではない者。

## 7 参加手続きに関する事項

### (1) 企画競争に関する質問等の受付

#### ア 提出期限

令和7年4月11日 12時00分必着

#### イ 提出方法

質問表（様式3）により、電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は件名を「広告受付管理システム更改業務に関する質問」とすること。

電子メール [st.shisan@city.sapporo.jp](mailto:st.shisan@city.sapporo.jp)

#### ウ 回答方法

質問者のあった事業者のみに対し回答する。

## 8 参加表明書・誓約書の提出

### (1) 提出期限

令和7年4月17日 12時00分必着

### (2) 提出方法

下記様式について、持参又は郵送により提出すること。

#### ア 公募型企画競争参加表明書（様式1）

#### イ 誓約書（様式6）

#### ウ 提出先

「13 担当部局名」と同じ。

#### エ 受付時間

8時45分から17時15分（土日・祝日を除く）

#### オ 参加資格の審査

提出を受けた誓約書の内容等から参加資格の審査を行い、参加資格を満たすことが確認できた者に対しては、その旨を口頭または電子メール等にて通知する。

参加資格を満たすことが確認できなかった者に対しては、その旨を文書で通知する。

なお、上記審査により参加資格を満たすことが確認できた者についても、最終的に契約候補者が選定され契約締結に至るまでの間に、下記(ア)～(ウ)の項目に該当することが判明した場合は、提案書類を受け付けず、もしくは既に提出された提案書類の評価を行わず、または契約候補者としての選定を取り消すものとする。

(ア) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。

(イ) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(ウ) 不正な利益を図る目的で企画競争実施委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

### (3) 提案書の提出

#### ア 提出期限

令和7年4月28日 12時00分必着

## イ 提出方法

下記様式について、持参又は郵送により提出すること。

なお、下記(ウ)・(エ)については正本1部、副本8部を作成し、併せて電子データを「13 担当部局名」の提出先へ電子メールで提出すること。提案事業者を特定できる表現は、正本を除き行わないこと（正本にのみ社名を記載すること）。

(ア) 公募型企画競争申込書（様式4）

(イ) 法人の概要（様式5）

(ウ) 企画提案書

自由様式、紙については、A4 版片面で作成。表紙及び目次を除きページの通し番号を付すること。

(エ) 見積書

自由様式、紙については、A4 版片面で作成。経費の内訳を記載、消費税等相当額も明示すること。

(オ) 辞退届（様式2）

企画競争に参加しない場合に提出すること。

## 9 審査

### (1) 審査（書類）

提出された企画提案書等の書類のみの評価を行う。

ア 書類審査実施日（予定）

令和7年4月30日 ～ 令和7年5月14日

イ 審査項目、配点及び点数の基準

別紙「企画提案書審査評価点」のとおり。

### (2) 審査（質疑）

上記(1)の評点に基づき、上位3者の企画提案者に対する質問を各委員より書面で提出してもらい、集約したものを企画提案者に電子メールで送付し、回答を求める方法でヒアリング（質疑）を実施。回答後、その内容を踏まえ、提案事業に対する加点評価を0点から10点の範囲で行う。

ア 質疑実施期間（予定）

令和7年5月15日 ～ 令和7年5月28日

イ 審査項目、配点及び点数の基準

別紙「企画提案書審査評価点」のとおり。

### (3) 契約候補者の選定

上記(1)(2)の評点に基づき、企画競争実施委員会において最も高い評価を得た企画提案者を契約候補者として選定する。なお、企画提案者が1者であった場合は、評点の満点の60%を最低基準点とし、満たしている場合は、契約候補者とする。

なお、審査結果は、企画提案者すべてに文書で通知する。

## 10 契約

(1) 契約方法

企画競争実施委員会において選定された契約候補者と札幌市交通局の間で、企画提案内容を元に協議を行い、協議が整った場合は特定者を相手方とする随意契約により契約を締結する。

11 疑義の申し立て

(1) 疑義の申し立て

企画提案者は、企画競争への参加資格の審査結果または提案企画の選定結果に疑義があるときは、それぞれ以下の期間内に、書面により疑義の申し立てをすることができる。

ただし、持参により提出するものとし、送付または電送によるものは受け付けない。

ア 参加資格についての疑義申し立て

審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土日・祝日を除く）以内

イ 選定結果についての疑義申し立て

選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（土日・祝日を除く）以内

(2) 申し立てに対する回答

申し立てのあった日の翌日から起算して 5 日（土日・祝日を除く。）以内に、書面により回答する。

(3) 申し立ての提出先及び受付時間

提出先：「13 担当部局名」と同じ。

受付時間：8 時 45 分から 16 時 00 分（土日・祝日を除く）

12 その他留意事項

(1) 書類の作成・提出に係る費用は提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 同一企業等からの複数の企画提案書等の提出は認めない。

(4) 誤字等を除き、応募書類提出後の内容変更および追加は原則として認めない。

ただし、やむを得ない事情があると当局が判断した場合には内容変更及び追加を認める。

(5) 書類の著作権は提出者に帰属するが、市が本件の選定の公表等に必要な場合には、市は書類の著作権を無償で使用できることとする。

(6) 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）の定めるところにより、公開される場合がある。

13 担当部局名（問合せ・提出先）

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4-1 3 階

札幌市交通局事業管理部営業課 資産活用係 担当 古村、小林

電話 (011) 896-2722 電子メール [st.shisan@city.sapporo.jp](mailto:st.shisan@city.sapporo.jp)

## 企画提案書審査評価点

## 一次審査

評価項目及び評価の観点	配点
<b>1 企業実績等評価</b>	
企業の健全性、責任性、意欲、認証資格等	5
業務執行能力にあたり、適切な人員配置体制となっているか	5
企業・自治体等への類似業務の実績はあるか	5
責任者をはじめとする作業員の経験及び実績はあるか	5
<b>2 提案書評価</b>	
(1) 業務の実施方針 ○業務の実施方針を十分に理解して基本方針を明確にしているか	5
(2) 業務工程 ○工程・工程内容が本業務内容を理解した上で適切に作成されているか	5
(3) 業務システムの特徴・独自性 ○提案の内容は、現状の課題解決や業務改善に有益と考えられる独自提案はあるか。また、運用コストを低減できる汎用性のあるシステムとなっているか	20
(4) システム構成 ○本業務の内容を網羅したシステム構成となっているか	5
(5) 現行システムからのデータ移行 ○現行システムからのデータ移行方法は適切か	5
(6) 教育・研修 ○利用者へのシステム操作に係る研修や操作マニュアル作成等の用意は適切か	5
(7) 運用保守 ○運用保守について内容は妥当か。また、保守体制について迅速な対応は期待できるか	5
(8) セキュリティ対策 ○セキュリティ対策は本市のポリシーに適合しているか	5
(9) 概算費用 ○運用保守料は現行よりも低減しているか	15
1次評価合計	
質疑評価	
企画提案者に対するヒアリングを実施後、企画内容及びヒアリング内容を踏まえ、提案事業の期待度に応じ最大10点を配分加算する ○提案事業に対する期待度	10
合計（委員1名の満点）	100